

錯誤 R01-02-3 <#385>

【問】正誤をつけよ。

AがBに甲土地を売却し、Bが所有権移転登記を備えた。Aの売却の意思表示には、それに対応する意思を欠く錯誤があり、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合、Aに重大な過失がなければ、Aは、Bから甲土地を買い受けたAの錯誤について悪意のCに対して、錯誤による当該意思表示の取消しを主張して、甲土地の返還を請求することができる。

【答え】正しい

《ポイント》 錯誤

- 1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要な**ものであるときは、**取り消す**ことができる。
 - 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤（表示行為の錯誤）
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（動機の錯誤）（民法 95 条 1 項）
- 3 錯誤が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、第 1 項の規定による意思表示の取消しをすることができない。（民法 95 条 3 項）
- 4 第 1 項の規定による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三者**に対抗することができない。（民法 95 条 4 項）